

神石高原町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 7 月 28 日制定

令和 5 年 4 月 28 日改正

神石高原町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。神石高原町においても「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの地域の実態に応じた「農地等の利用の最適化」を行うにあたり、具体的な数値目標や推進方法を本指針において定めるものとする。

本町の地形は、中山間地域であり、不整形なほ場での稲作を中心としているため、耕作不利を原因とした遊休農地の増加が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく必要があります。また、農業従事者は、過疎高齢化により減少が著しく見込まれ、担い手の確保が喫緊の課題となっています。担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

このような観点から、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、神石高原町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものです。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する広島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する神石高原町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行ないます。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
作成時の現状 (令和4年4月)	1,960 ha	40.0 ha	20.4%
2年後の目標 (令和6年3月)	1,960 ha	16.0 ha	8.2%
目 標 (令和9年3月)	1,960 ha	0.0 ha	0.0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査(農地パトロール・農地利用最適化推進委員の現場活動による調査)及び荒廃農地調査の実施。
- ② 農地の利用状況調査を基に、遊休農地の所有者等に対して農地法第30条第1項及び同法第32条第1項に基づく利用意向調査を実施。
- ③ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促進。
- ④ 既に山林化・原野化し農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び周辺農地への影響を鑑みながら、農地性の判断も含め、農業委員会で「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
作成時の現状 (令和4年4月)	1,960 ha	478 ha	24.4%
2年後の目標 (令和6年3月)	1,960 ha	613 ha	31.3%
目 標 (令和9年3月)	1,960 ha	881 ha	45.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促進。
- ② 地域の話し合いへの参加等による農地情報の収集及び情報提供。
- ③ 地域の農家の意向と資源を踏まえた実現性の高い地域計画（人・農地プラン）の策定に町と協同して取り組む。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入数
作成時の現状 (令和4年3月)	16経営体
2年後の目標 (令和7年3月)	22経営体
目 標 (令和13年3月)	34経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 農業関連機関と連携した新規参入希望者の把握と農地等の情報提供による支援。
- ② 広島県、広島県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人含む)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施。
- ③ 農業関係機関・団体による必要な情報提供や要望等の聴取、相談対応による新規就農者の定着支援。
- ④ 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画（人・農地プラン）の作成・見直しによる話し合い等を通じ、地域農業の担い手としての新規就農者を育成する体制を強化

第3「地域計画」の目標を達成するための役割

神石高原町において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、神石高原町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられる担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」策定後における定期的な見直しへの協力